

聖籠町結婚新生活支援補助金 Q & A

令和8年度版

もくじ

申請方法について

・・・P4

Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

Q2 申請はどこでできますか？

Q3 申請に行くときに必要なものはありますか？

Q4 申請書類はどこで入手できますか？

Q5 代理の者（申請者の親等）が行ってもいいですか？

対象者や補助の要件について

・・・P5～P9

Q6 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

Q7 「2年以上継続して町内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

Q8 再婚の場合も対象になりますか？

Q9 子どもがいる場合も対象になりますか？

Q10 婚姻後に単身赴任などで別居している場合でも対象になりますか？

Q11 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻しましたが、申請に係る住宅への住民登録は令和9年4月以降の予定です。対象となりますか？

Q12 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

Q13 所得とは年収のことですか？手取り額のことですか？

Q14 所得の計算方法が分かりません。

Q15 他の交付金や補助金と併用できますか？

Q16 講座の受講等は必ず実施しなければいけませんか？

Q17 講座の受講等について、具体的にどのような講座や相談が対象になりますか？

対象経費について

・・・P10～P14

Q18 結婚前に支払った費用は対象になりますか？

Q19 住宅取得費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

Q20 住宅リフォーム費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

Q21 所有者が夫婦以外(親など)の住宅をリフォームしたいですが、対象となりますか？

Q22 DIYなどでリフォームした費用も対象になりますか？

Q23 住宅取得・リフォーム費用について、金融機関へのローン払いは対象となりますか？

Q24 住宅賃借費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

Q25 住宅賃借費用について、勤務先の会社等から住宅手当の支給を受けている場合は対象となりますか？

Q26 住宅賃借費用について、婚姻の1年以上前から住んでいるアパートに、夫(または妻)が引っ越してきますが、対象となりますか？

Q27 住宅賃借費用について、婚姻の1年以上前から同居していましたが、対象となりますか？

Q28 引越費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

Q29 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻しましたが、経費の支払いが令和9年4月以降の予定です。対象となりますか？

申請書類について

・・・P14～P17

Q30 証明書関係はどこで入手できますか？料金はかかりますか？

Q31 所得証明書は、いつの分を提出すればよいですか？

Q32 所得証明書ではなく源泉徴収票を提出してもよいですか？

Q33 所得証明書は所得のある方の分だけでよいですか？

Q34 納税証明書は、いつの分を提出すればよいですか？

Q35 納税証明書を発行したら、納税したのに未納と出てきました。申請できませんか？

Q36 聖籠町に税情報がない、または非課税のため納税証明書もしくは完納証明書が発行できない場合はどうすればよいですか？

Q37 奨学金の返済額を控除する場合、いつ返済した分が控除されますか？

Q38 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどんなものですか？

審査・交付決定について

・・・P17

Q39 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

Q40 申請順に交付決定されますか？ 早く申請した方がいいですか？

Q41 交付決定を受けた人は公表されますか？

実績報告について

・・・P18～P19

Q42 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

Q43 家賃は毎月銀行口座からの振替（または銀行振込）で支払っていますが、領収書は添付しなければなりませんか？

Q44 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書はどのようなものでしょうか？

Q45 家賃は保証会社経由で不動産会社（大家）へ支払っているため、不動産会社（大家）から領収書が発行できないと言われましたがどうしたらよいのでしょうか？

Q46 講座の受講等を実施したことが分かる書類とはどのようなものでしょうか？

補助金の交付（振り込み）について

・・・P19

Q47 補助金の振込口座は誰の口座でもよいですか？

Q48 補助金の振り込みはいつ頃ですか？

その他

・・・P20

Q49 交付決定された後、変更が生じた場合はどうすればよいですか？

申請方法について

Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A1 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前に相談にお越しいただく（またはお電話いただく）ことをおすすめします。

Q2 申請はどこでできますか？

A2 役場2階の総合政策課に申請書類を提出してください。郵送、FAX等での提出は原則できません。

Q3 申請に行くときに必要なものはありますか？

A3 申請に必要な添付書類を必ずお持ちください。提出書類でコピーが必要なものは事前にご準備ください。

Q4 申請書類はどこで入手できますか？

A4 役場2階の総合政策課で配付しています。そのほか、町のホームページでも申請書のダウンロードが可能です。

Q5 申請者ではなく、代理の者（申請者の親等）が行ってもいいですか？

A5 原則、申請者本人または配偶者がお越しください。申請書類確認の際に、申請者本人または配偶者の方でないと分からないことがあった場合など、申請書を受け付けすることができません。（不備があり申請書を受け付けできない場合は、その間保留状態となりますので、次に受理した申請の審査を先に行うこととなります。）

対象者・所得・補助要件について

Q 6 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

A 6 婚姻届の提出・受理後でないと申請できません。

Q 7 「2年以上継続して町内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

A 7 申請時点で転勤の予定が定かでない場合は申請可能です。あらかじめ終期が決められている転勤で聖籠町に赴任している場合や、すでに町外への転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2年以内に転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。なお、申請時には、補助金の交付日から2年以上継続して町内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q 8 再婚の場合も対象になりますか？

A 8 対象になります。ただし、夫婦の双方が、聖籠町や他の自治体でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。また、夫婦の一方がこの制度の補助金を受けたことがある場合で、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合は対象外です。

Q 9 子どもがいる場合も対象になりますか？

A 9 対象となります。

Q 10 婚姻後に単身赴任などで別居している場合でも対象になりますか？

A 10 夫婦の主な生活拠点を聖籠町としていて、申請の対象とする住宅に夫婦の双方または一方が住民登録していれば、別居でも対象となります。ただし、別居先（単身赴任先等）

に関する費用は対象となりません。なお、別居先の自治体でこの制度の補助金を受けた場合は対象外です。

Q 1 1 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻しましたが、申請に係る聖

籠町内の住宅への住民登録は令和9年4月以降の予定です。対象となりますか？

A 1 1 令和8年度中に受給資格認定（0円の交付決定）を受けることで、令和9年度に継続して補助を受けることができる可能性があります。

【例】 令和8年12月1日に婚姻し、婚姻を機として令和9年1月31日に住宅新築の契約を行った。令和9年2月に補助の申請をしたいが、現在は建築中で、年度内に住所を置くことができない。引越（住民登録）は完成後の令和9年5月に行う予定。

ただし、令和9年度に継続して補助を受けることができるのは、令和9年度に予算が編成・成立し、本事業における継続補助制度が実施された場合に限りです。なお、令和9年度に本事業及び継続補助制度が実施されることは確定しているものではありません。

このほか、対象となるか不明な場合、個別にご相談ください。

Q 1 2 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

A 1 2 対象となりますが、本補助金を受けた場合、生活保護制度上の収入認定の対象となります。

Q 1 3 「合計所得金額」とは年収のことですか？手取り額のことですか？

A 1 3 合計所得金額は、年収や手取り額とは異なります。夫婦それぞれの合計所得金額の合算額が500万円未満であることが要件ですが、年収でいうと、夫婦の合算でおよそ677万円～700万円前後程度が合計所得金額500万円に相当します。

所得の計算方法（確認方法）については、次のQ 1 4 もご覧ください。

Q14 合計所得金額の計算方法がわかりません。

A14 給与所得者の場合は、令和7年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。（4月～6月に申請する場合は、令和6年分の給与等の収入から、給与所得控除額を引いた額です。）給与所得のみの場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額（調整控除後）」の金額が参考になります。

自営業者の場合は、令和7年分の売上金額から必要経費を差し引いた額です。（4月～6月に申請する場合は、令和6年分の売上金額から必要経費を差し引いた額です。）確定申告書の控えで確認できます。手元に確認できる書類がない場合は、所得証明書を取得することでも確認できます。（取得する証明書については、Q31をご覧ください。）

夫婦に貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済をしている方がいる場合は、令和7年の年間返済額を所得から控除することができます。（4～6月に申請する場合は、令和6年の年間返済額を所得から控除することができます。）

※源泉徴収票を参考にする場合は、図の赤枠で示した欄の金額を参考にしてください。

令和 ●年分 給与所得の源泉徴収票														
支払を受ける者 住所又は居所		(受給者番号)												
		(個人番号)												
		(役職名)												
		氏名 (フリガナ)												
		氏名												
種別	支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
	内	千	円	千	円	千	円	内	千	円	内	千	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		住居取得等控除の額 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	従有	老人	控除の額	特定	老人	その他	人	人	人	人	特別	その他	人	
			千	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	円	
(摘要)														

Q15 他の交付金や補助金と併用できますか？

A15 併用できません。

（例：聖籠町暮らし応援事業、こどもエコすまい支援事業、子育てエコホーム支援事業、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）支援事業、長期優良化リフォーム推進事業等。）

ただし、それぞれの補助金の対象となる経費を明確に区別でき、重複とならない場合は、利用できることがあります。他の補助制度を利用される方は個別にお問い合わせください。

Q16 要件の講座の受講や相談は必ずしなければいけませんか？

A11 補助金を受給する要件となっていますので、下記①～④のうち、いずれか1つ以上を令和8年度内に実施いただく必要があります。

- ①ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

なお、受講や相談に費用がかかる場合は、申請者の自己負担となります。具体的な講座等の例は、次のQ17をご確認ください。

Q17 どのような講座や相談が要件の対象になりますか？

A17 対象となる講座等の例は、下記のとおりです。下記のもの以外でも、他市町村や民間で開催されている講座などを対象とできる場合がありますので、希望する講座等があれば個別にお問い合わせください。

【①ライフデザイン支援講座の受講】

- ・新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏で開催するライフデザインセミナーへの参加

- ・新潟県のライフデザインシミュレーションツール「にいがたライフデザイン」を活用した結婚後のライフデザインを考える体験

※ライフデザインとは、将来のライフイベント（進学・就職・結婚・育児・住宅の確保・資産の形成・老後など）について、自分の価値観や希望に基づいて選択できるよう、将来のライフプランを創造的に思い描いてみる取組のことです。

※乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換への参加なども対象となります。

【②プレコンセプションケアに関する講座の受講】

- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センターが配信する「プレコンセプションケア啓発動画 2022」の視聴

※プレコンセプションケアとは、性別を問わず、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組のことです。

【③医療機関への妊娠・出産に関する相談】

- ・産婦人科などの医院・病院での妊娠・出産に関する相談
- ・町こども家庭センター（保健師または子どもソーシャルワーカー）での妊娠・出産に関する相談

【④共家事・子育て講座の受講】

- ・新潟県が配信する「にいがたでトモカジ&トモイク～はじめての共家事・育児講座～」の視聴
- ・厚生労働省「共育プロジェクト」YouTube チャンネルで配信しているセミナー動画の視聴

※男性の家事・育児参画のための講座なども対象になります。

対象経費について

Q18 結婚前に支払った費用は対象になりますか？

A1 【住宅取得の場合】

婚姻を機として取得した住宅で、その取得日（鍵が引き渡された日）が婚姻日から起算して1年以内であれば、婚姻前の支払いも対象とできます。

【住宅リフォームの場合】

婚姻を機としてリフォームした住宅で、そのリフォーム日（リフォーム工事が完了した日）が婚姻日から起算して1年以内であれば、婚姻前の支払いも対象とできます。

【住宅賃借の場合】

婚姻を機として賃借した住宅で、その賃借日（賃借契約期間の初日）が婚姻日から起算して1年以内であれば、婚姻前の支払いも対象とできます。

【引越費用の場合】

婚姻を機とした引越で、その引越日（引越荷物を運送した日）が婚姻日から起算して1年以内であれば、婚姻前の支払いも対象とできます。

※ただし、いずれも令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用のみが対象となります。

※「婚姻日から起算して1年以内」とは、例えば婚姻日が令和8年7月1日の場合、令和7年7月2日から令和8年7月1日の間をいいます。この場合、令和8年4月1日から令和8年7月1日までに婚姻を機として支払った費用も対象にできます。

Q19 住宅取得費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

A2 住宅を新築する場合は、建物の工事請負費が対象となります。

建売住宅など、住宅と土地をセットで取得した場合、住宅（建物）取得費用の相当額のみ

対象となり、土地取得費用の相当額は対象外です。

Q20 住宅リフォーム費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

A3 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。

(例：部屋の増築、キッチンの更新工事など。)

倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用、エアコン、洗濯機等の家電製品の購入・設置に関する費用については対象外です。

工事する住宅が申請に係る住宅であることが分かる工事請負契約書などを提出してください。

Q21 所有者が夫婦以外(親など)の住宅をリフォームしたいですが、対象となりますか？

A21 ご実家での同居などの際に、所有者が親などの住宅をリフォームする場合でも対象となります。ただし、その住宅に実際に夫婦が居住して、リフォームの契約及び支払を夫婦の双方又はいずれかが行っている必要があります。

賃貸借契約を結んでいる住宅のリフォームをする場合は、賃貸人(大家)が負担すべき修繕費などは対象外です。

Q22 DIYなどでリフォームした費用も対象になりますか？

A5 自分で工事した場合や友人に手伝ってもらうなどによりリフォームした場合の費用(材料費など)は対象外です。

Q23 住宅取得・リフォーム費用について、金融機関へのローン払いは対象となりますか？

A 2 3 金融機関へのローン払いは、ローン契約に基づくものに限り対象とできます。ローン払いを対象とする場合であっても、住宅取得費用については物件（建物）の購入費に相当する費用のみ、リフォーム費用については住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみが対象となり、住宅ローン手数料、利息等借りに係る費用は補助の対象外です。金融機関へのローン払いを対象とする場合は、ローン契約書等（ローン契約により住宅を取得・リフォームしたこと及びローン契約の内訳が分かるもの）の写しと、返済予定表等（ローン払いの内訳が確認できるもの）の写しを添付してください。

Q 2 4 住宅賃借費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

A 2 4 住宅の賃借にかかる費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象となります。 駐車場代、鍵交換、クリーニング、保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費などは対象外です。

Q 2 5 住宅賃借費用について、勤務先の会社等から住宅手当の支給を受けている場合は対象となりますか？

A 2 5 勤務先の会社等から住宅手当やそれに類するものの支給を受けている場合は、手当相当額を対象となる費用から控除した額が、補助の対象額となります。

なお、住宅賃借費用を対象とする場合、住宅手当等支給証明書または給与明細などの住宅手当の支給額が確認できる書類の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。支給を受けていない場合も、確認書類の提出が必要です。給与明細等で受給実績額が確認できない場合は、所定の様式に、勤務先の会社等から証明を受けて提出してください。

Q26 住宅賃借費用について、婚姻の1年以上前からともに住んでいるアパートに、夫（または妻）が引っ越してきて同居しますが、対象となりますか？

A26 結婚を機に同居を開始した日以降に支払った賃料と共益費が対象となります。同居を開始した日が分かる書類（賃貸借契約における同居人変更の書類や、住民票など）を提出してください。

Q27 住宅賃借費用について、婚姻の1年以上前から同居していましたが、対象となりますか？

A27 婚姻日以降に支払った賃料と共益費が対象となります。

Q28 引越費用は、具体的にどのような費用が対象となりますか？

A28 引越業者、運送業者等への支払いに関する実費が対象となります。

自分で荷物を運ぶ、友人に手伝ってもらう等により引越した場合のレンタカー代、ガソリン代や新たに購入した家具・家電の配送費用等は対象外です。

Q29 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻しましたが、経費の支払いが令和9年4月以降の予定です。対象となりますか？

A29 令和8年度中に受給資格認定（0円の交付決定）を受けることで、令和9年度に継続して補助を受けることができる可能性があります。

【例1】 令和8年12月1日に婚姻し、婚姻を機として令和9年2月に住宅のリフォーム契約を行ったが、費用は完成後の令和9年4月に支払う。

【例2】 令和9年2月28日に婚姻し、婚姻を機として令和9年3月下旬に賃貸で同居を開始したが、賃料等の支払が令和9年4月からとなる、又は、3月31日までの実績報告が難しい。

ただし、令和９年度に継続して補助を受けることができるのは、令和９年度に予算が編成・成立し、本事業における継続補助制度が実施された場合に限りです。なお、令和９年度に本事業及び継続補助制度が実施されることは確定しているものではありません。

このほか、対象となるか不明な場合、個別にご相談ください。

申請書類について

Q30 証明書関係はどこで入手できますか？料金はかかりますか？

A30 聖籠町の場合、証明書の発行窓口と手数料は次の表のとおりです。必要書類や郵送での証明などについては、町ＨＰなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。

なお、転入した方は、住民異動日によっては、転入前の市区町村で準備が必要となる場合があります。

確認の目的	証明書等の種類		窓口	手数料
婚姻の確認	婚姻後の戸籍謄本又は抄本	いずれか	町民課	450 円/通
	婚姻届受理証明 (戸籍届受理証明書)			350 円/通
町民の確認	住民票	夫婦の分		300 円/通
所得の確認	町・県民税所得課税証明書	夫婦の分	税務課	300 円/件
納税の確認	納税証明書又は完納証明書	夫婦の分 それぞれ		300 円/件

Q31 所得証明書は、いつの分を提出すればよいですか？

A31 申請する時期に応じて、以下のとおり証明書を提出してください。申請する時期によって提出いただく証明書が異なりますのでご注意ください。

申請する時期	取得する証明書
令和8年4月～令和8年6月に 申請する方	令和7年 <u>度</u> 課税（令和6年 <u>分</u> 所得）の証明 ※令和7年1月1日時点で住民登録のあった 市区町村で発行できます。
令和8年7月～令和9年3月に 申請する方	令和8年 <u>度</u> 課税（令和7年 <u>分</u> 所得）の証明 ※令和8年1月1日時点で住民登録のあった 市区町村で発行できます。

Q32 所得証明書ではなく源泉徴収票を提出してもよいですか？

A32 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。必ず市区町村が発行する所得証明書を提出してください。

Q33 所得証明書は所得のある方の分だけでよいですか？

A33 必ず夫婦双方の分を提出してください。申請時点で無職あるいは学生等で、未申告の場合であっても、申告のうえ証明書の提出をお願いします。やむをえず証明書の取得が困難であると認められる場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）を提出してください。

Q34 納税証明書・完納証明書は、いつの分を提出すればよいですか？

A34 完納証明書（発行時点で未納が無いことを証明するもの）が取得できる場合は、完納証明書を提出してください。納税証明書を提出する場合は、令和7年度の市区町村税の納税状況を証明するものを提出してください。

なお、納税証明書や完納証明書は、令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

Q35 納税証明書を発行したら、納税したのに未納と出てきました。申請できませんか？

A35 給与天引きなどであって、事業者からの納付のタイミングによって納税状況がシステムに反映されるまでに最大10日程度のタイムラグが生じる場合があるため、証明書の発行時期によっては未納と表示されることがあります。その場合、住民税の天引きが確認できる給与明細などを追加提出していただければ申請可能です。

Q36 聖籠町に税情報がない、または非課税のため納税証明書もしくは完納証明書が発行できない場合はどうすればいいですか？

A36 令和7年1月1日時点で聖籠町に住民登録がなかった場合は、転入前の市区町村で納税証明書もしくは完納証明書を発行してください。その際、非課税により発行できない場合は、代わりに令和7年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、納税証明書、令和7年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

Q37 奨学金の返済額を控除する場合、いつ返済した分が控除されますか？

A37 申請する時期に応じて、以下のとおり返済額を控除することができます。申請する時期によって対象の期間が異なりますのでご注意ください。

申請する時期	控除できる額
令和8年4月～令和8年6月に申請する方	令和6年1月1日～令和6年12月31日までに返済した額
令和8年7月～令和9年3月に申請する方	令和7年1月1日～令和7年12月31日までに返済した額

Q38 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどんなものですか？

A38 原則、奨学金返還証明書を提出してください。やむを得ず証明書の取得ができない場合は、奨学金の返済が分かるものとして、通帳の写しや銀行振込明細の写しなどで、支払

日、支払額、支払者、支払先が確認できるものを提出してください。

審査・交付決定について

Q39 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A39 申請書を受理してから2週間程度で審査を行い「受給資格認定通知書兼交付決定通知書」を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、総合政策課から申請者へご連絡させていただき、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、その場合は期間が2週間を超える場合があります。

Q40 申請順に交付決定されますか？ 早く申請した方がいいですか？

A40 原則、受理した順に審査し交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となりますので、次に受理した申請の審査を先に行う都合上、必ずしも申請順や受理順に交付決定されるとは限りません。補助金は予算の範囲内において交付するため、申請を検討する場合は早めのご確認やご相談をお勧めします。

Q41 交付決定を受けた人は公表されますか？

A41 個人情報保護のため、氏名などの公表はされません。

この補助金は国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業であり、無記名アンケートへの協力が必須となることからご回答をお願いしています。同意いただければ町ホームページなどにコメントのみ掲載させていただく場合があります。

実績報告について

Q 4 2 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A 4 2 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。領収書で支払の内容（例：内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金 等）が確認できない場合は、請求書や明細書などを添付してください。

Q 4 3 家賃は毎月銀行口座からの振替（または銀行振込）で支払っていますが、領収書は添付しなければなりませんか？

A 4 3 原則として、領収書の添付をお願いします。ただし、発行が難しい場合などは、支払が確認できる通帳の写しでも代用は可能です。支払額の内訳が賃貸借契約書で確認できない場合は、内訳が確認できる書類を併せて提出ください。

Q 4 4 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書はどのようなものでしょうか？

A 4 4 クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。Web 明細を利用している場合は、上記の項目を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。

Q 4 5 家賃は保証会社経由で不動産会社（大家）へ支払っているため、不動産会社（大家）から領収書が発行できないと言われましたがどうしたらよいのでしょうか？

A 4 5 実際の支払い先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。（補助金申請の際は、賃貸借契約書に併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。）

Q 4 6 講座の受講等を実施したことが分かる書類とはどのようなものでしょうか？

A 4 6 以下の書類が認められます。

- ・ 講座の受講証明書の写し
- ・ 講座の参加費や医療機関の診察費などの領収書の写し
- ・ オンライン（e-ラーニングなど）で受講・相談後に結果が表示される場合は、結果画面の写し

上記の書類の発行がない場合は、実施報告書を提出してください。実施報告書の様式は任意ですが、実施した内容に応じて、受講した講座名または相談した医療機関名、実施により印象に残った内容及び感想を記載して提出してください。任意様式は町ホームページにも掲載しています。

補助金の交付（振り込み）について

Q 4 7 補助金の振込口座は誰の口座でもよいですか？

A 1 原則、申請者の口座へ振り込みます。口座を持っていない場合などは別途ご相談ください。配偶者の口座へ振り込みすることも可能ですが、委任状が必要です。

Q 4 8 補助金の振り込みはいつ頃ですか？

A 4 8 町が「補助金交付請求書」を受理した後、2週間程度で指定口座へ振り込みします。

その他

Q49 交付決定された後、変更が生じた場合はどうすればよいですか？

A49 変更交付申請の手続きが必要となりますので、変更があった場合は速やかに、役場総合政策課へご相談ください。

(例)・毎月の家賃の金額が変更になった。

・勤務先からの住宅手当の支給額が変更になった。(支給されることになった場合も含みます。)

このほかご不明な点がございましたらお問い合わせください。

◆お問い合わせ◆ 聖籠町役場 総合政策課(役場2階)

TEL:0254-27-2111(代表)

E-MAIL:sousei@town.seiro.niigata.jp